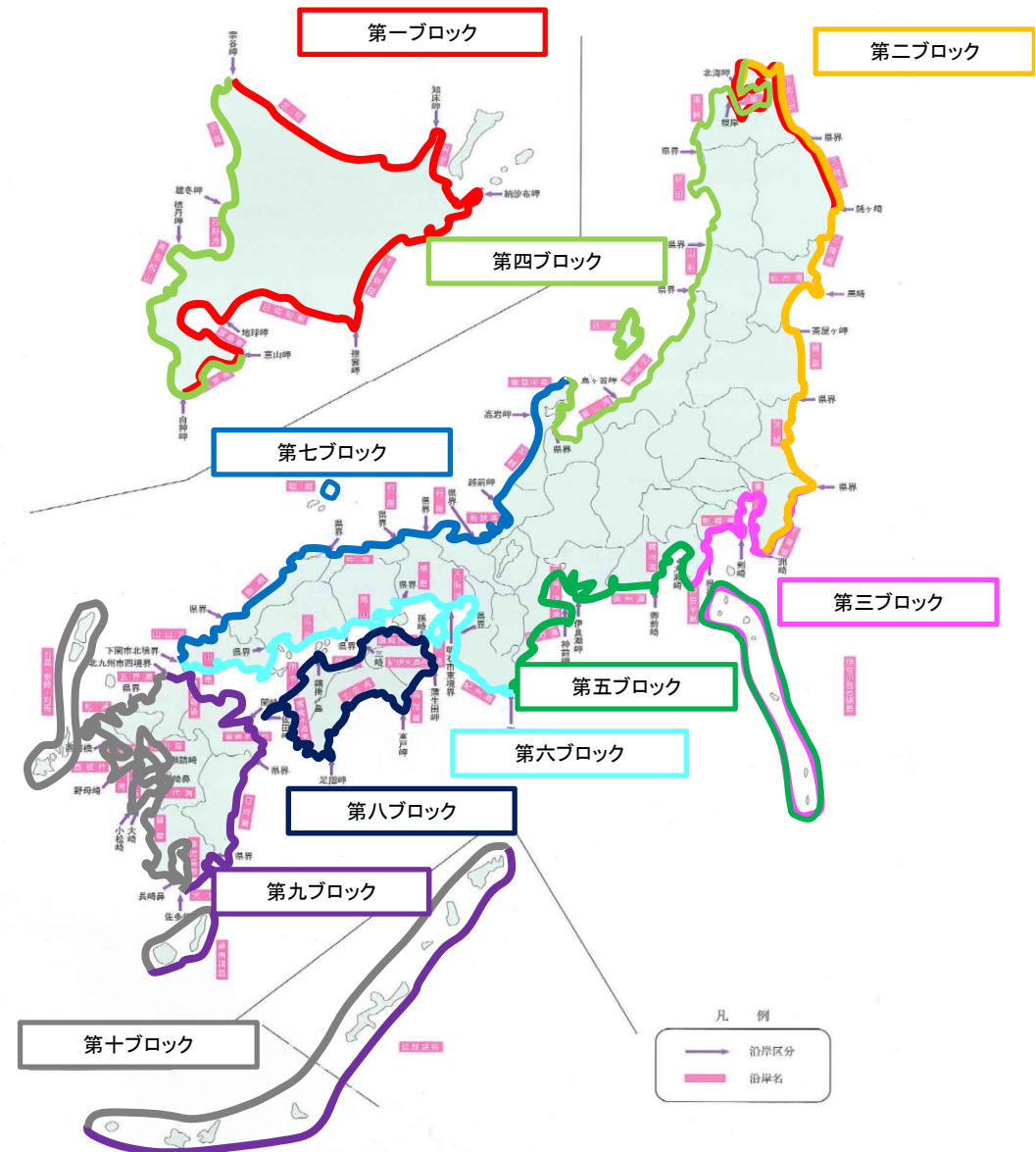


【津波防災地域づくり法のポイント】

- 津波浸水想定の設定（都道府県知事）
- 警戒避難体制の整備等（避難施設・避難路、避難訓練、情報伝達、ハザードマップ等）
- 特定の建築物（病院、社会福祉施設等）の建築及び開発行為の制限 など

【水管理・国土保全局における主な取り組み】

- 津波浸水想定の設定の手引き（H24.2）
 - ・ 都道府県知事が津波浸水想定を設定するための参考資料として、水国土局・国総研において作成
- 津波浸水想定に係る相談窓口
 - ・ 水国土局海岸室・国総研海岸研究室に開設
- 津波浸水想定に係る地方ブロック別意見交換会
 - ・ 全国の沿岸を10のブロックに区分（右図）
 - ・ 各ブロック毎に担当地整等が中心となり、都道府県と国（水国土局・国総研）との意見交換を実施
 - ・ 隣接する都道府県間で浸水域等に齟齬が生じないよう、広域的な観点から技術的な課題等を検討 等
- 「水防企画室」の設置
 - ・ 警戒避難体制の整備等に関し、技術的側面から地方公共団体を支援



※ 意見交換会を開始し、本年4/17～6/11に全ブロックを一巡済み
 ※ 本年夏以降、津波浸水想定が順次設定される見込み